

～所得・納税に関する証明書の代理人による郵送請求について～

<個人の方の証明書を請求する場合>

- ・ご本人による申請、ご本人の住民登録地（本人確認書類に記載のご住所）への返送を原則とさせていただきます。郵送による委任請求はできません。
- ・ただし、以下①～③に該当する場合は代理人による請求も可能です。

①社会保険労務士・行政書士・司法書士・弁護士の方が請求するとき

必要なもの：申請書・定額小為替・返信用封筒・委任状・代理人の資格者証のコピー

②成年後見人の方が請求するとき

必要なもの：申請書・定額小為替・返信用封筒・

登記事項証明書・代理人の本人確認書類のコピー

③勤務先のご担当者が従業員の証明書を請求するとき

外国人技能実習生の監理団体等のご担当者が請求するとき

必要なもの：申請書・定額小為替・返信用封筒・委任状・代理人の本人確認書類のコピー

及び代理人が社員（職員）であることを証明する書類のコピー

（社員証・職員証・勤務先の記載がある健康保険証など）

<法人の証明書を請求する場合>

- ・申請書に法人印（認印でも可）を必ず押印してください。委任状は不要です。

必要なもの：申請書（法人印を押印）・定額小為替・返信用封筒・

申請者（ご担当者）の本人確認書類のコピー

■問合わせ

税務課 町民税係：0276-47-5011（直通）